

15年度の介護保険料

15年度から17年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が決定しました。（下表参照） 納め方および通知の時期は次のとおりです。

特別徴収の方

昨年度、年金天引により保険料を納めた方は、2月と同額の介護保険料が4・6・8月の年金から天引きされます。10月以降の保険料額は、7月に通知します。

普通徴収の方

昨年度、納入通知書により保険料を納めた方には、7月に納入通知書を送付します。納期は、7月から2月までの各月（8回）となります。また、年度途中で65歳に到達した方や転入して来た方には、随時納入通知書を送付します。

今年度の保険料額（年額）

所得段階	該当する方	保険料額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって、世帯員全員が市町村民税非課税の方	17,200円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税の方	25,900円
第3段階	世帯員は市町村民税課税であるが、本人が市町村民税非課税の方	34,500円
第4段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	43,100円
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の方	51,800円

問 高齡障害課介護保険管理係 内2124

「ご相談ください」



埼玉県より、知的障害者相談員、身体障害者相談員として下記の2名の方が委嘱されています。

知的障害の方、身体に障害のある方の更生援護についてお気軽にご相談ください。

知的障害者相談員

竹下美代子氏

住所 栄4-192-3

☎722-7075

身体障害者相談員

木田 博氏

住所 小針内宿957-3

☎728-6806

障害者の外出を支援します

町では、重度障害者の経済的負担の軽減を図り、外出を容易にさせていただくよう、福祉タクシー利用料金の補助および自動車燃料費の助成（いずれか1つのみのご利用となります）を行っています。

重度障害者福祉タクシー利用料金補助制度

対象者 身体障害者手帳の1・2級、療育手帳（みどりの手帳）のA・Aまたは精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している障害者
助成金額 タクシーを利用したときの初乗り運賃相当額を

前年度から引き続き利用を希望する方も申請が必要です。

自動車等燃料費助成制度

助成（年24回分）
申請に必要なもの 印鑑、
②身体障害者手帳、療育手帳
または精神障害者保健福祉手帳
その場で利用券を交付します。

対象者 身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA・Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している障害者およびその障害者と同居している家族
助成金額 年額15,840円（15年度予定）を上限とし、前期分を10月に、後期分を4月に支払います。
申請に必要なもの 印鑑、
②身体障害者手帳、療育手帳
または精神障害者保健福祉手帳、
③運転される方の運転免許証（コピー可）、自動車検査証または原動機付自転車の標識交付証明書（コピー可）

問

高齡障害課

高齡障害係
内2122

公共下水道の 使用開始 区域が拡大

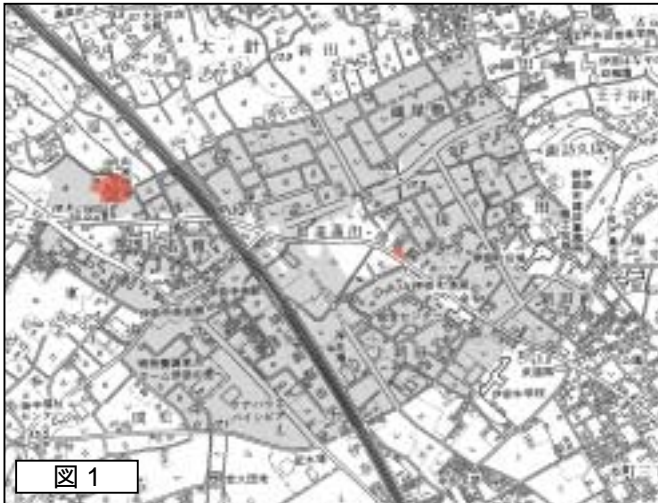


図 1

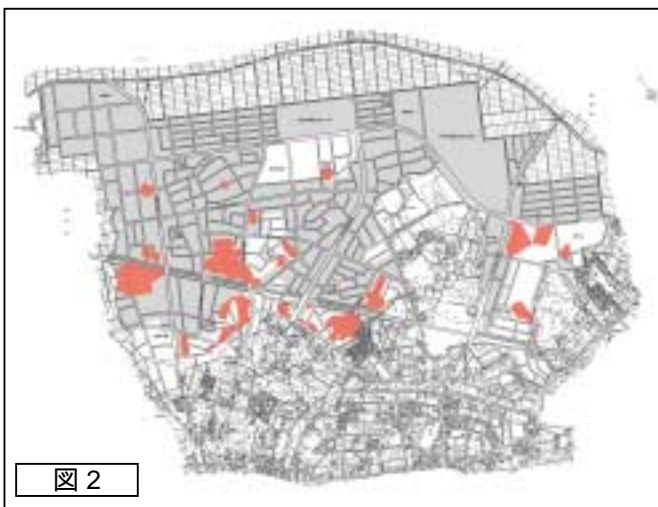


図 2

今年 3 月 31 日から使用開始した区域
 これまでに使用開始した区域
 各図の詳細については、お問い合わせください。

町では、計画的に公共下水道の整備を進めてきましたが、3月31日から光ヶ丘地区の全域・準工業地域の全域、および細田山地区の一部・小室字田妻の一部で公共下水道が使えるようになりました。

また、中部および北部区画整理事業地内でも使える区域が広がりました。(図1・2)

今後、区域内では、トイレ・ふろ・台所などからの汚水を直接公共下水道に流すことができます。

詳しくは、お問い合わせください。

公共下水道への接続を

公共下水道が使えるようになった区域では、くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造するよう法律で義務付けられています。また、し尿浄化槽をお使いの方もできるだけ早く浄化槽を廃止して公共下水道に接続することが必要となります。

公共下水道は家庭などからの汚水や雑排水を埋設管により処理場まで流し、そこできれいにしてから川に流すしくみになっており、川や海などをきれいにするという大きな

役割とともに、身近な生活環境を向上させます。

しかし、整備しても使っていないだけには効果は上がりません。整備済みの区域にお住まいの方は、1日も早く公共下水道への接続工事を行ってください。

排水設備工事は

指定工事店へ

宅地内の汚水を下水道本管に直接流し込むためには、排水設備(マスや排水管など)の工事が必要となります。排水設備工事は、必ず町が指定した「指定工事店」にお申し込みください。指定工事店以外で工事をすると違反工事となり、再工事していただくこととなります。この指定工事店は、あらかじめ町が指定した業者で、責任をもって申請等の手続きも代行しますので、お気軽にご相談ください。なお排水設備工事に伴う費用は個人負担になります。

水洗便所改造資金の

融資をあつせん

町では、「水洗便所改造資金」を金融機関から借りられるようあつせんしています。

融資金額 5万円～50万円(1万円単位)

利率 年2・7%

返済方法 1～3年以内の月賦償還

条件 町税等滞納がないなど取扱金融機関 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫の各伊奈支店

④ 工事に入る前に必要書類を添付し、下水道課へ提出してください。申込書は下水道課にあります。

④ 排水設備係

内 2 4 3 4

下水道使用料

家庭内の排水設備工事が完了し、下水道を使用し始めると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」をお支払いいただくこととなります。

下水道使用料は、下水道の使用水量によって計算され、水道料金と合算して2か月に1度お支払いいただきます。井戸水等の自家水を使用しての方は、個々に排除汚水量の認定をさせていただきます。2か月に1度下水道使用料をお支払いしていただきます。

④ 管理係内 2 4 3 2